

【第4回市川市個人情報保護審査会】 次第

日 時：令和6年2月7日（水）10：00～12：00

会 場：市川市役所第1庁舎 5階 第4委員会室

1 開会

2 議題

- (1) 「特定個人情報保護に関する評価書の承認について【新型コロナウイルス対策課】」に係る検討について
- (2) 諮問第3号についての第2回の審議について

3 閉会

審査観点等一覧

審査観点		本件評価書の状況	
適合性	1	しきい値判断に誤りないか	本事務は30万人以上を対象とする事務である。
	2	適切な実施主体が実施しているか	実施主体である市川市長が評価を実施している。
	3	公表しない部分は適切な範囲か	評価書を公表することにより、セキュリティ上のリスクがあると認められる部分は存在しないため、本件評価書の内容をすべて公表することとしている。
	4	適切な時期に実施しているか	健康管理システムを取扱うSEの人材不足に伴い、再委託実施前に評価書の再実施を行う時間的余裕がなかったことから、事後評価となったもの。
	5	適切な方法で広く国民の意見を求め、得られた意見を十分考慮した上で必要な見直しを行っているか	令和5年11月6日から同年12月5日までの間、市民からの意見聴取を実施した結果、評価書に対する意見はなかった。
	6	事務の実態に基づき評価書様式で求められる項目について検討し、記載しているか	事務の実態に基づく評価書様式で求められる項目について検討し、記載している。
妥当性	1	担当部署は、対象となる事務を担当し、リスクを軽減するための措置の実施に責任を負うことができるか。	担当部署は対象事務を担当しており、リスクを軽減するための措置の実施に責任を負うことができる。
	2	事務の内容の記載は具体的か	事務の内容について、特定個人情報を取り扱う事務について、具体的に記載している。
	3	事務における特定個人情報の流れを記載しているか	事務の流れに合わせて特定個人情報の流れを図で記載している。
	4	特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおいて、漏えいその他のリスクを、事務の実態に基づき特定しているか	特定個人情報の入手、情報の紐づけ、委託、特定個人情報の提供、移転、保管及び消去のプロセスごとにリスクを特定している。
	5	特定したリスクを軽減させるための措置についての記載は具体的か	リスクを軽減させるための措置について、実態に合わせて具体的に記載している。
	6	リスクを軽減させるための措置は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか	個人のプライバシー等の権利利益の侵害の未然防止、国民・住民の信頼の確保という特定個人情報保護評価の目的と照らし合わせて妥当である。
	7	「個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言」（評価書の表紙）は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか	個人のプライバシー等の権利利益の侵害の未然防止、国民・住民の信頼の確保という特定個人情報保護評価の目的と照らし合わせて妥当である。